## 商品概要説明書

## 成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(2021年4月1日現在)

商品名	·成年後見支援貯金無利息型<決済用>
<u> </u>	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の
こ利用いただける力 	
#D 88	発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・1 円単位
払戻方法	
(1) 払戻方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
 利 息	・無利息となります。
手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金または振替サービ
3 500 117	ス「振込」を利用する場合を含みます。)、当 J A 所定の手数料(取扱手数料および 振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用がで
	きます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振
	替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店(所) または企画総務部(電話:0282-20-8838)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	・1 人 1 口座とします。
事項	・キャッシュカードは発行いたしません。
	・A T M (現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T Mを利用した入金と記帳のみ可能です。 当 J A の口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 12 日まで未記
	帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。